

岡山県中学校運動部の合同チーム編成に係る規程

岡山県中学校体育連盟

この規程は、中学校運動部活動において、部員が少人数のため、単独校でチーム編成ができない団体競技種目について、複数校で編成した合同チームの岡山県中学校総合体育大会及び岡山県中学校秋季体育大会(以下、大会という)への参加を救済措置として認める条件等について規定する。

- 1 合同チームとは、複数の中学校の同一種目の運動部員で編成されるもので、単独校でチーム編成ができないとき、当該する複数の中学校長の合意により、合同チームを編成して大会に参加することができる。
合同チームの編成は、勝利至上主義を目指すものであってはならない。
- 2 合同チームを編成する場合、当該校それぞれに運動部として設置され、学校教育計画に基づいて活動していることを条件とする。また、それぞれの学校が出場最低人数を満たさない場合はもとより、一校が出場最低人数を満たしていても、当該校同士での合意があれば合同チームを編成することができる。
- 3 合同チームの編成が認められる種目は、個人種目のない団体競技種目とし、次に示す出場最低人数を下回った場合を対象とする。

バスケットボール… 5人	サッカー…………… 11人	ハンドボール… 7人
野球…………… 9人	バレーボール……… 6人	ソフトボール… 9人

- 4 合同チームを編成し、大会に参加を希望する場合は、当該校の校長が申請書(様式7)を関係地区中体連会長に提出する。
地区中体連会長及び理事長は、該当種目の県専門部理事長と十分な協議をし、**県中体連事務局の確認の上**、その申請を承認した場合、承認書(様式8)に申請書(様式7)を添付して県中体連会長へ承諾を得るものとする。
- 5 承認された合同チーム名は当該校で協議し、校名連名の表示とし、その参加資格は、当年度限りとする。
- 6 大会への参加申し込み等の手続きは当該校の校長の合意のもとに、代表校の校長が行う。
なお、合同チームでの参加は予選会から行い、県大会出場の場合もその編成を変えることはできない。
- 7 大会への引率**教員**については、それぞれの学校から1名ずつとし、監督については協議して、1名とする。
なお、引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は校長・教員(部活動指導員は含まない)による代表引率・監督を認める。(補足説明あり)

附 則

本規定は、平成14年3月7日これを制定、平成14年度岡山県総体より実施する。

平成15年3月7日 改正

平成30年5月22日 一部改正

4 協議者 地区理事長・県中体連事務局を追加

7 部活動指導員の引率・監督

【解説及び具体的事例】

平成30年5月作成

この規程は今からおよそ15年前に作成されたもので、当時は2校が合同チームになることしか想定になかった。そのため、最近では現状と文言とに微妙なずれがあり、解釈の違いが生まれてきている。

現在では2校が合同チームになるのは年々増えており、3校、4校が合同チームとなるケースも少なくない。規程は、その当時に深い意味を考えて作成されたため、規程自体を安易に変えるのではなく、文言を読み解くことで、共通理解をはかっていきたい。

○軟式野球競技の例を挙げて解説をします。

軟式野球では出場最低人数9人を下回った場合、合同チームを組むことができる。

組むことができる場合・・・○ 組むことができない場合・・・×

協議が必要・・・△

①A中学校6人、B中学校5人の場合・・・○

②A中学校3人、B中学校3人、C中学校3人の場合・・・○

③A中学校10人、B中学校4人・・・○

→規程アンダーラインに当てはまる。

④A中学校10人、B中学校4人、C中学校3人の場合・・・○

→規程アンダーラインに当てはまる。

⑤A中学校10人、B中学校4人、C中学校6人の場合・・・△

→規程アンダーラインに当てはまるが、B中学校とC中学校が合同チームとなれば解決することから、規程波線部のように協議が必要となる。

⑥A中学校10人、B中学校9人、C中学校4人の場合・・・×

→規程アンダーラインに当てはまらない。C中学校がA中学校またはB中学校と合同チームになれば解決する。

⑦A中学校10人、B中学校9人、C中学校2人、D中学校3人・・・×

→規程アンダーラインに当てはまらない。C中学校、D中学校がそれぞれA中学校、B中学校と合同チームとなれば解決する。

⑧A中学校8人、B中学校3人、C中学校6人、D中学校5人・・・△

→規程アンダーラインに当てはまるが、例えばA中学校とB中学校、C中学校とD中学校がそれぞれ合同チームとなれば解決することから、規程波線部のように協議が必要となる。

「岡山県中学校運動部の合同チーム編成に係る規程」一部変更

平成30年度全中大会から

全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程「(2) 条件」

- 1) 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は校長・教員（部活動指導員は含まない）による代表引率・監督を認める。

【注意点】

- 1) 部活動指導員は依頼監督にはなれない。また、合同チームの代表引率・監督にもなることができない。
- 2) 部活動指導員として複数校に勤務する場合、全中大会で引率・監督を担当できる学校は1校のみとする。着任時に大会等の引率・監督を担当する学校を決定し所属する都道府県中学校体育連盟に報告する。複数の都道府県で指導する場合も、引率・監督を認めるのは1校のみである。

【解説】

※部活動指導員は、依頼監督にはなれない。（個人種目の場合）また、合同チームの代表引率・監督にもなることができない。

例：A校の引率・監督→教員

B校の引率・監督→部活動指導員

A校の教員は代表引率・監督になることができるので、B校の部活動指導員が大会に引率・監督として来られなくても良い。逆は認めない。

平成30年度中国大会から

中国中学校選手権大会合同チーム参加規程

- ⑦ 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は校長・教員（部活動指導員は含まない）による代表引率・監督を認める。

【注意点】

- 1) 部活動指導員は依頼監督にはなれない。また、合同チームの代表引率・監督にもなることができない。
- 2) 部活動指導員として複数校に勤務する場合、中国選手権大会で引率・監督を担当できる学校は1校のみとする。着任時に大会等の引率・監督を担当する学校を決定し所属する県中体連に報告する。複数の都道府県で指導する場合も、引率・監督を認めるのは1校のみである。

平成30年度県大会から

岡山県中学校運動部の合同チーム編成に係る規程

規程7

合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は校長・教員（部活動指導員は含まない）による代表引率・監督を認める。

【注意点】

- 1) 部活動指導員は依頼監督にはなれない。また、合同チームの代表引率・監督にもなることができない。
- 2) 部活動指導員として複数校に勤務する場合、岡山県中体連主催大会（予選会を含む）で引率・監督を担当できる学校は1校のみとする。着任時に大会等の引率・監督を担当する学校を決定し所属する地区中体連に報告する。（様式7の6 大会への引率者氏名・職名）また、着任の報告からは変更することができない。（地区大会・県大会の途中変更は認めない。）

※依頼監督については上記「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」に示した解説に準ずる。